

# 喜多院御室守覚法親王の口頭語資料

— 隨心院藏野決鈔の仮名交じり表記の文章を中心に —

松 本 光 隆

キーワード…鎌倉時代語、守覚、野決鈔、問答体、口頭語

## 要 旨

本稿は、院政期末から鎌倉時代初頭に仁和寺を中心として、多くの撰述書を今に残し、文化的な活動が著しかった守覚法親王の著作の内、隨心院藏野決鈔を主たる資料として取り上げて論じたものである。野決鈔は、醍醐寺勝賢との諸尊法に関する問答を記した資料で、当時の他の現存資料からは、一般的であるとは思えない漢字・片仮名・平仮名・万葉仮名交じり文で書記された文章を持つ。勝賢の「答」の言語を視野に入れつつ、主として守覚の「問」を対象に、野決鈔に書記された日本語の特性を検討した。

検討の結果、守覚の「問」の文章は、厳密には書記言語ではあるが、守覚の意識としては、自身の口頭語を記したと認められる資料で、そのために採用した表記体であったと考えられる。言語の内実も、当時の口頭語を書記した資料と見て矛盾がなく、当時の口頭語の範疇の再検討、個々人による言

語体系差など、極めて重要な課題を提供する資料であることが判明した。

## はじめに

野決鈔十二巻は、喜多院御室守覚（久安六年（一一五〇）～建仁二年（一二〇二））による類集の書である。守覚が、諸尊法に関する不審の条々を勝賢に提し、その返答として、勝賢が口伝等を委細に記して守覚に献じたものともされる。<sup>注1</sup>

京都小野隨心院には、その経藏に、第五十七函第1号から第6号として、「野決（集）」（外題）六巻を蔵する。書誌等は、次節の通りであるが、内容的には、作法書たる諸尊法の本体が本文としては見えず、不審の条々とその不審に対する回答たる文章の構成<sup>注2</sup>になっているものが五巻と諸尊法たる「北斗」一巻である。

本資料の特徴として注目すべきは、野決五巻の本文の仕立てられ方である。五巻の表記体は、整然としたものではなく、漢文主体の部分に、片仮名右寄せ小書きの例が極めて纒に交じるものも

あれば、平仮名と片仮名と万葉仮名とが共に使用されている部分、或は、片仮名や平仮名も、小書きのものと、大字のものが存する文など、内実は交雑して区々で、範疇としての表記体の区分が極めて難しい。漢字、片仮名、平仮名、万葉仮名が渾然として現れている資料体で、こうした資料が、鎌倉時代に作られ、伝えられたのも事実であつてみれば、かかる資料には、平安時代とは異なつた日本語の問題が存するように考えられる。この随心院蔵野決鈔を中心に取り上げて論じてみようとするのが本稿の目的である。

### 一、随心院蔵野決鈔について

本稿の主たる検討対象資料とする随心院蔵の「野決」は、卷子本で、残存六巻を包紙にて纏められたものである。料紙表面には、墨界（六巻ともに、天二条、地一条の界線が施され、類同的である）が施されて本文が書かれ、紙背には、注記の書入が存する。この六巻とは、野決の巻第一・三・四・五・七の五巻と、第6号の「北斗」に始まる巻とである。この第6号は他の五巻とは様相を異にし、内容は、諸尊法たる北斗法そのもので、他の五巻とは異なつた表記の体裁、内容をもっている。ただし、この第6号は、外題には「野決」とあり、また、他五巻の表紙外題にも「野決（集）」とあつて、六巻は、一具の資料として扱われてきたと推測される。この六巻の資料を一括した包紙には、新しい筆で「野決集守覚／暦應二年（二三三九）寫本／貴重本」と記されている。各巻には、

奥書が存して、伝来が知れる。野決鈔巻第一・三・四・五・七の巻は、正安三年（一一三〇）〜翌同四年に掛けて、醍醐寺の松橋殿（後輩の謂いであろうか）自筆本を元に、最珠が書写し、その本を、徳治二年（一一三〇七）に興善寺において慶円が写したものを、更に、正和四年（一一三五）に、同じく興善寺において定泉が書写して、暦応元年（一一三三八）二年に、西大寺において実如が写したものが伝わっている。「北斗」に始まる第6号には、本巻の伝承の経緯が、他の五巻より詳しく記されている。この「北斗」の奥書は、古くは、憲深に遡り、正嘉二年（一一五八）に、醍醐寺報恩院にて「俊一」が書写し、伝授を受け（師は憲深であろう）、正安元年（一一九九）に醍醐寺松橋殿の自筆本を、右の巻々にも現れている最珠が写し、徳治二年（一一三〇七）慶円が書写して、延慶三年（一一三一〇）には、定泉が書写している。先の野決鈔の奥書には現れないが、文保元年（一一三二七）には、英心が書写した本を底本として、暦応三年（一一三四〇）に実如が書写したのが「北斗」である。この「北斗」奥書は、野決鈔五巻の奥書と比べると、書写者あるいは、受者が同一であつても、年代的に少々のずれがある。各巻の奥書からは、野決鈔の書写の纏まりの期間から、多くは先行して書写されている。つまり、野決鈔の五巻と、「北斗」の一巻とは、別々の纏まりで仕立てられ、伝受があつたと見て良いのであろうが、この六巻の内実は、取り合せてであるとしても、一具のものと考えられていた可能性がある。現存の六巻は、体裁上、通う所があつて、界線の施し方の類同性の他に、端裏書も通

ずる。

〔野決巻第一〕・〔一交了白表無外題〕・〔野決巻第三〕「白表之外題ナシ一交了」・〔野決巻第四〕〈端書不見〉・〔野決巻第五〕

〔外題□□白表紙□□〕・〔野決巻第七〕「一交了白表紙無外題」右の野決の端裏書は、同筆であり、曆應元二年から、極端に降って書き入れられたものでは無いように見受けられる。「北斗」にも、端裏に「交了」とあるが、右と同筆の書入と認められる。先の奥書を辿る限り、十四世紀前半における小野流での伝授の様態が伺え、諸尊法である「北斗」の伝授と、尊法に関する守覚の「問」と勝賢の「答」との類聚である野決鈔とは、連動するものとして扱われていたらしいことは、両書の性格からすれば、蓋然性が高いと言えようが、奥書から実証的に帰納整理され、有る程度の体系的な伝授が行われていたことが分かる。本資料によって、野決鈔や「北斗」が作られた守覚法親王の時代から、以降、小野流において、脈々と野決鈔や「北斗」を使用した伝授が行われていたことが跡づけられるのである。

約百年の流伝の間に、言語資料としての質が変わらなかつたのかなどの課題が存するが、その問題とは別に、随心院蔵「野決」六巻が、言語資料としての重要性を評価されるのは、小野流の実際の伝授に使用され伝えられたものであるということである。野決鈔や「北斗」が、実際の伝授に使用され脈々と伝えられたことは、それだけ言語として表現される機会があつたということであつて、宗教的にも、日本語史料としても、後世への影響が少な

くは無かつたということであろう。端折つて、粗っぽく言えば、言語表現の場での使用が多かつたということは、真言宗小野流の言語変化に参与する機会の多かつた資料の代表であると評価できる資料である。

## 二、仁和寺蔵野決鈔について——成立当時の野決鈔の姿——

御室仁和寺の御経蔵には、第一一八函第一二号として、心蓮院本の野決鈔十二帖（完本）を納める。この野決鈔には、巻第十二の末尾に、「守覚の記」を引用して、

### 1、御本記云／

全部十二ヶ巻皆予書不審／賜醍醐勝賢僧正々々委被注付／併爲自筆 自元所知強雖不及其蒙爲／聞僧正說今更發

疑所相尋也／文體甚以見苦一切「不可」披露若有問輩

／以詞可答背此命之門弟本尊／大師速加冥罰而已／

沙門守覺

とあつて、野決鈔の成立事情を伝えている。仁和寺蔵野決鈔には、各巻に、

### 〔第一奥書〕

「文永十二年（一二七五）正月九日／授頼助法印早 沙門法一」

〔貼紙〕本云／正和元年（一二三二）五月一日於

寫了 即交合了／金剛佛

元亨元年（一二三二）三月廿八日

書寫了

などの如くの奥書が存する。十二帖の全ての巻の末尾に、延慶元年または正和元年・二年の本奥書と、元亨元年の書写奥書が存している。第十二の末尾には、先の守覚の記と正和二年書写本奥書・元亨元年書写奥書との間に、

本ハ巻物十二卷也今私草子ニ用云々

の一行がある。仁和寺本の現装は、粘葉装であるが、元来は卷子本であった事情を物語る。随心院蔵野決鈔と比較すると、本来、巻物の紙背にあつたであろう注記を、粘葉装本の本行に移して書かれた部分が指摘できる。例えば、仁和寺蔵野決鈔巻第一の末尾部分を例に採ると、本文には、

2、用金剛サタ讚事佛眼ハ即金剛／サタ之所反故也讚ハ常讚也

裏書云

瑜祇經金剛吉祥大成就品金剛金剛サタ／手反佛眼トアリ金剛サ

タノ入 佛ノ眼ノ三摩地ナリ

とあるが、随心院蔵本は、卷子本で、巻第一には、

3、用金剛薩埵讚事佛眼即金剛薩埵ノ之所反故也讚ハ常讚也

(紙背)「瑜祇經金剛吉祥大成就品金剛手反佛眼トアリ金ノ剛

薩埵ノ入 佛眼ノ三摩地ナリ

とあつて、随心院蔵本の如く、本来、紙背に書入られていた注記を、仁和寺蔵本系本文が粘葉装に改めた際に、「裏書云」と注して、本文中に引いたものと判断され、随心院蔵本が、古態を伝えているものと考えられる。また、随心院蔵巻第一を例に採ると、守覚

の「問」の表記に、

4、一散念誦ノ大日眞言胎藏歎金剛歎ノ兩界共可滿歎

正念誦にも大法ニ就ニハ先誦大日眞言次ノ誦本尊咒而其大日モ兩界之間可滿何ノ眞言乎又御流などにハ大法付ク時

ノ正念には本尊眞言許にて無滿大日眞ノ言歎如何(随心院蔵本)

の如く、漢字・片仮名・平仮名交じり文の表記法をとるものが多  
いが、仁和寺蔵本では、同文箇所を、

5、一散念誦大日眞言胎藏歎金剛歎ノ兩界共可滿歎正念誦ニ大法ニ就ニハ先誦大日眞言次誦本尊咒而其大日モ兩

界之間可滿何眞言ノ哉又御流ナトニハ大法ニ付ク時モ正念ノ誦ニハ本尊眞言許ニテ無滿大日眞ノ眞言歎如何(仁和寺蔵本)

と表記して、片仮名交じり文とする。本行大字にも随心院蔵本において平仮名表記箇所を、仁和寺蔵本では片仮名としている例がある。また、

6、大咒裏注注之功能尤甚深也(随心院蔵巻第二)

7、大咒裏注注之功能尤甚深也(仁和寺蔵巻第一)

の如く、随心院蔵本に万葉仮名が使われる所を、仁和寺蔵本では、片仮名とした例も確認できる。かかる現象は、仁和寺蔵本が、伝えられていた本文の体裁を、片仮名を使って改めたと考えるのが  
穏当であろう。

随心院蔵本と仁和寺蔵本との違いは、右のみではなく、例えば、

卷第一は、隨心院藏本においては、例3に掲げた部分が、本文末尾で卷第一が終わり、その後には與書載せる。しかし、仁和寺藏本では、例2に掲げたものが、卷第一の末尾ではなく、その後には、「佛眼小咒」に関する一条の問答が付加される。即ち、仁和寺藏本には、隨心院藏本にない一条の独自の異文が存している。これらの仁和寺藏本での独自異文も、仁和寺藏本系における本文の増補と解すれば、先に触れた紙背の注記、仮名表記の改変に通じて、仁和寺藏本における同様の方向性の當為として理解しやすいである。何時の段階での変更であるかは、種々の場合が想定できるのであつて、守覚自身の改訂かも知れないし、守覚後の伝承の過程で改編が加えられたかも知れない。ただ、増補されたと思しき守覚の「問」と勝賢の「答」の組み合わせ一条であると見て矛盾がないので、守覚自身による増補であると考えざるべきかも知れない。この変更時期、改変の當為の具体的実証には、多くの野決鈔の伝本を調査して結論すべきであるが、稿者には、その用意が調っていない。

以上とは逆に、隨心院藏野決鈔本文と仁和寺藏野決鈔本文との類同性から、原態の本文の様相が推定される面がある。右には、両資料の異同から、仁和寺藏本が、改変増補系の本文を持つものであるうとの推定に達した。仁和寺藏本奥書には、書写の場所、関係僧侶名が、墨書にて抹消され、手掛かりに乏しいが、現藏が仁和寺であること、また、仁和寺「心蓮院」の書き入れが表紙にあつて、心蓮院に伝えられてきたことを考慮すると、真言宗も広

沢流に伝承された系統の本文であると推定される。一方、隨心院藏本系の流伝は、「山城興善寺」が未勘であるが、醍醐寺に発して、西大寺に伝えられたもので、仁和寺藏本とは、その伝承経路を大いに異にする。伝承経路を異にする両本であるが、その間には次のような共通現象が指摘される。

8、師傳云二羽竝覆<sup>ウツレテ</sup> 二頭指寶形<sup>ホウシヨウ</sup> 造<sup>ツクリ</sup>二大指竝立<sup>ニテ</sup>（以下略）  
（隨心院藏卷第二）

師傳云二羽竝覆<sup>ウツレテ</sup> 二頭指寶形<sup>ホウシヨウ</sup> 造<sup>ツクリ</sup>二大指竝立<sup>ニテ</sup>（以下略）  
（仁和寺藏卷第二）

9、而<sup>ハ</sup>二手各屈<sup>シテ</sup>兩<sup>ノ</sup>掌<sup>ヲ</sup>中<sup>ヲ</sup>アケテ<sup>ケ</sup>テ<sup>テ</sup>候<sup>ヘキ</sup>歟<sup>又</sup>二<sup>ノ</sup>手直<sup>シテ</sup>  
直<sup>シテ</sup>平<sup>シテ</sup>可<sup>ク</sup>相着<sup>ク</sup>歟<sup>（隨心院藏卷第四）</sup>

而<sup>ハ</sup>二手各屈<sup>シテ</sup>兩<sup>ノ</sup>掌<sup>ヲ</sup>中<sup>ヲ</sup>アケテ<sup>ケ</sup>テ<sup>テ</sup>候<sup>ヘキ</sup>歟<sup>又</sup>二<sup>ノ</sup>手直<sup>シテ</sup>  
平<sup>シテ</sup>テ可<sup>ク</sup>相着<sup>ク</sup>歟<sup>（仁和寺藏卷第四）</sup>

10、繼<sup>リ</sup>「于」後夜事不可有之歟如何<sup>（隨心院藏卷第五）</sup>  
繼<sup>リ</sup>「于」後夜事不可有之歟如何<sup>（仁和寺藏卷第五）</sup>

などの例が指摘される。これらの例で、注目されるのは、訓点の加點状況である。両本に共通する卷々を比較すると、抑も、和訓の振り仮名箇所が多くはないのではあるが、同文個所の状況は、仮名点の加點箇所、加點内容が一致をみせる所から、両系統の野決鈔を遡つた、分岐以前の形を両者が伝えているとみて矛盾がない。両系統内での書承の内実は、比較的親本に忠実に移點されたものだったと評価できよう。

厳密に言えば、両者の表記法には、一方が振り仮名で、一方が、

本行右寄せ小書きとした異同を見せる個所が指摘される。この異同の先後関係の認定には、困難を感じるが、何れにしても、本来のテニヲハを交えた日本語の表現を伝えたものであると認められようし、変体漢文と片仮名交じり文の相互関係の一端を示すものと捉えらるゝことができよう。両本の装丁、本文の体裁、増補の状況より、仁和寺蔵本に比較し、原初の形態に近いのが、随心院蔵本であると結論しても矛盾はなからう。

仁和寺蔵本は、完本であり、書写年代も、随心院蔵本に比較すれば古い写本であると認められるものではあるが、随心院本は、古態を留めながら、継続的に小野流に伝承された資料として、守覚の原態に近く、また、重要な事相資料として享受されたものであつて、かかる評価から本稿では、随心院蔵野決鈔五巻を取り上げて、以下に論述を加えるものとする。

### 三、野決鈔における「問」と「答」との文体的断続

野決鈔は、尊法に關しての守覚の「問」と、勝賢の「答」とで一条をなす。守覚の「問」は、多くは、次の如くの仮名交じり文で登載される。

- 11、一以大日尊本尊何就十八道修之哉／專可就大法也而殊就十八道可／修アルハ別ノ習なとのあるにや就大法／令修之説ハ無之歟 いづれにてありとも／更以不可苦然而自本所習可付大／法云々而殊可付十八道ト以前注給仍／別習アルニヤト依不審所尋申也 (随心院蔵卷第三)

とした表記形態を持った「問」が記される。表記位置は、基本的に、勝賢の「答」より一字下げで記される。これに対して、勝賢の「答」は、

- 12、付大砲被修事更不可違背候 是一師傳也付モ大法可修ト習候也 (随心院蔵卷第三)

と記されて問答一条となる。随心院蔵野決鈔五巻の本文の体裁は、右に例示した所が典型であるが、多くの場合、問答の対応で構成された各条の「問」と「答」の表記体が異なる。「問」は、漢字、平仮名、片仮名、万葉仮名交じり文で表記される場合が目立ち、「答」は、漢文に、仮名点の付された形で表記されるのが通例で、異なつた表記体が採用されている。問答であるから当然と言へば当然であるが、「問」と「答」とは、別々の個人に拠るものである。その別々の個人が、概ねは、別々の表記体を選択したもので、この両者は表記体に断絶があると見る立場から出発すべきであろう。

従来の平安時代を中心とする概念的枠組み——厳密には、従来の枠組みでは、漢字・平仮名・片仮名・万葉仮名交じり文の範疇は設定されてきてはいないが——に従えば、右の二表記体は、別々の文体範疇と対応するもので、そのそれぞれの範疇が、別の個人に従属する関係となつている。この明らかな違いは、以下にも触れるように、一個人の内部でも実現される言語体系差、即ち、文体的な対立と捉えられようし、或は、問答が、別々の個人に帰属するという視点を重視すれば、位相的な言語体系差とも考えられ

よう。野決鈔は、「問」と「答」とで整然とした対応関係を示す一書としての言語的統一体であると評価される立場がある一方で、内部には、右のように表記体の違いに支えられた文体的な対立関係が存するものであることを認める必要がある。即ち、一書全体が渾然とした連続体であるわけではなく、文体的な分裂を内包した資料であると考え所から出発せねばならない。この分裂は、別個人に属するもので、その両者の外延は、極めて明確なものである。

典型(中核的印象)から評価した、言語資料としての随心院蔵野決鈔においては、範疇としての「問」と「答」との外延は極めてはっきりしたものはある。しかし、「問」と「答」との各々の内実を観察すると、両者には、言語的性格として、重なり合う部分も存する。語彙や表現などの具体的事象の検討を、次節に譲るとして、表記上の形式についての例を掲げてみる。

13、此三種印明者本尊印、可習歎(随心院蔵卷第一)

14、一へ就十八道修此法又懸胎藏曼荼羅／於其前修之云々へ

或説十八道修此法或就胎藏曼荼羅行之是別々々之／説

歎(随心院蔵卷第三)

15、私云内縛二中指直立合此印此定歎円滿錫杖相、ハ何事哉不被心得此印頗不似錫杖歎云何(随心院蔵本卷第四)

歎(随心院蔵本卷第四)

などは、守覚の「問」における表記実態の一部である。先に確認した通り、漢字・片仮名・平仮名交じり文で表れるのが大方ではあるが、右のように漢字ばかりの漢文の形態を採るものが認めら

れる。即ち、守覚の「問」の文体は、変体漢文の表記体にも括がっているのが実態である。

一方、専ら漢文的表記が典型であると説いた勝賢の「答」にも、16、若御修法時ハ大阿闍梨密亦亦可誦候歎／又讚、文言如常不可有別様候(随心院蔵卷第一)

17、伴ノ讚ニテ候也(随心院蔵卷第四)

の如き、片仮名(万葉仮名)交じり文の表記法を見せる部分がある。巻第七には、

18、芙蓉合掌ニテ可候也本文ニモサコソ候へ／虚心合掌トハ僻事ヲ申候けるにハ芙／蓉合掌ニテ可候也早可被直候(随心院蔵卷第七)

蔵卷第七)

とある例などは、漢字、片仮名、平仮名交じり文そのものである。今は、表記法の面からだけの確認に留まるが、言語的には、守覚の「問」と勝賢の「答」との両集合に、重なり合う部分が存することになり、事象を共有する側面があると認めねばならない。即ち、両者は、一種の連続体とも捉えることができるのであつて、かかる視点からは、「問」と「答」とを通底する言語基調注3のようなものを想定する事ができよう。

#### 四、問と答の日本語

本節には、随心院蔵野決鈔五巻を対象に、「問答」に表出した言語の内実を記述してみたい。ただ、本稿は、方法的な試論を旨指したもので、紙面の都合上、語誌の詳細な記述が注4できない。

各語の下に、現行の辞書における初出例を中心に簡便な注を添えたが、各語の諸資料における出現状況について、仁和寺蔵本の事象をも掬い上げた詳述は、別稿に俟たざるを得ないことをお許し戴きたい。

守覚の「問」と勝賢の「答」との日本語の集合が、重なり合う要素を持ったものであることは、前節に確認した。両集合体の距離を測ることも大きな課題ではあるが、勝賢の「答」に目を配りつつ、専ら守覚の「問」の言語に焦点を当てて記述する。主たる視点を、(1)平安時代における語性(前代において和文特有語であったか否か―口頭語的性格)、(2)新出の語・表現であるか否か(語形や意味が、所謂、中世語であるか否か)の二点に設定して検討を加える。

本資料には、平安時代の漢文訓読語には稀な「こそ」係結びが存在する。

19、不動ナラハ不動般若ナラハ般ノ若菩薩にてこそあらめ(隨心院蔵巻第四・守覚問)

などで、平仮名表記「こそ」に対応して已然形で終止した例が認められる。

20、へ抑此十二輻輪事只如常置之ノ故宮ナトモ候らむ(隨心院蔵巻第四・守覚問)

右は、片仮名表記「コン」に文末の活用形が乱れた例、

21、只虚ノ心合掌シテ二大ニ小開立歟凡ハ芙蓉ノ合掌ニテコソナクトモ蓮花五古印也尤ノ可爲蓮花合掌歟(隨心院

蔵巻第七・守覚問)

22、又此印ハ無限觀音ニ蓮花ノ心ト名ノ万物ニ令遍事ハ疏ナト

ニモ見ユル事ナレハ何ノ法ニモ可通トコソハ思給之處限ノ此ノ法アル此傳如何(隨心院蔵巻第七・守覚問)

右は、結びが流れた例で、守覚の「問」に「こそ」係り結びの異例が認められる。

23、芙蓉合掌ニテ可候也本文ニハサコソ候へ(隨心院蔵巻第七・勝賢答)

24、尤不審々々法菩薩讚トコソ覺候へ(隨心院蔵巻第七・勝賢答) 右二例は、勝賢の「答」に確認される片仮名表記の「コン」係り結びの例であるが、勝賢の「答」には呼応の乱れの例が確認されない。また、文中の「や+は」係り結びが存在する。

25、二種 和合シタルノ尊ハさることやハある(隨心院蔵巻第四・守覚問)

これも平安時代の漢文訓読語には、希少な語法と言われる。助詞「や」の文末用法で、次の例がある。

26、へ是ノ四智讚ハ本尊ノ讚ヨリさきにあるへきにや(隨心院蔵巻第一・守覚問)

27、是ハ句義のあたりたれハ眞言の始終<sub>ニ</sub>並ノ佛眼とはいふにや 又此二句を佛眼の眞言ノ習へきにや(隨心院蔵巻第一・守

覚問)

28、光明眞言ノ法ヲ可行にや(隨心院蔵巻第三・守覚問) 29、へ此輪ハ殊ニ大ニ作ナトスヘキニヤ 又只羯磨ノナトニ常

ニ具<sup>ル</sup>輪程にてあるへきにや(隨心院藏卷第四・守覚問)など、平仮名表記での出現と共に、片仮名表記も認められる。

30、而殊可付十八道、以前注給仍<sup>レ</sup>別<sup>レ</sup>習<sup>レ</sup>アルニヤト依不審所尋申也 (隨心院藏卷第三・守覚問)

31、此事面謁之時可<sup>レ</sup>申之處忘却見私注<sup>タル</sup>物<sup>テ</sup>後相違シタルニヤトテ令尋申也(隨心院藏卷第五・守覚問)

本資料が、問答であるから、疑問表現を担う文末表現「に+や」の多出は当然と言えようが、この語法は、平安時代漢文訓読語には、珍しいとされる。

守覚の「問」に認められる語詞には、平仮名表記の副詞「やがて」(日本国語大辞典第二版「以下同」)によれば、初出は、竹取物語。今昔物語集・延慶本平家物語にも存する。片仮名表記の例も認められるが、

32、又此印明<sup>ラ</sup>ヤかて本尊の<sup>レ</sup>印眞言<sup>ト</sup>可習歟

(隨心院藏卷第一・守覚問)

33、<sup>ハ</sup>又此種子<sup>ハ</sup>ヤカテ成五佛<sup>ト</sup>可觀歟<sup>然<sup>ハ</sup>三形<sup>ハ</sup>不可有之歟</sup>只種子<sup>ノ</sup>ヤカテ可<sup>レ</sup>成五佛歟(隨心院藏卷第七・守

覚問)

など、平安時代の和文語と言われるもので、漢文訓読語では「スナハチ」であるとされる。副詞「いかさまにも」の平仮名書きの例があつて、

34、道場觀許<sup>ハ</sup>胎藏<sup>ヲ</sup>可用歟<sup>いかさま<sup>ノ</sup>にも全文可書給</sup>

(隨心院藏卷第三・守覚問)

と現れている。「何はともあれ、何としても」の意では鎌倉時代以降の語と認識されてきた。<sup>は。</sup>平仮名表記される副詞「わざと」(後撰集詞書、枕草子。今昔物語集、延慶本平家物語に出現)の例は、

35、雖及不審未尋<sup>ノ</sup>事ナレハ爲注置わざと令尋也

(隨心院藏卷第四・守覚問)

36、仍わざと問申者也<sup>可注給也</sup>(隨心院藏卷第四・守覚問割書)と出現する。平安時代和文系の語であろう。

同じく守覚の「問」中に、平仮名表記で名詞「ゆはれ(謂)」「(初出は史記抄)」が認められる。

37、依<sup>ノ</sup>件儀<sup>テ</sup>只<sup>ノ</sup>葉衣<sup>ノ</sup>法にも孔雀明王<sup>ノ</sup>咒<sup>ヲ</sup>滿候也<sup>打任<sup>テ</sup></sup>

<sup>ハ</sup>此義ゆはれなけれとも物<sup>ハ</sup>さる事<sup>ノ</sup>アル歟(隨心院藏卷第七・紙背)

右の語形もであるが、「いはれ」(初出は山家集。以降は史記抄の用例)の語形でも、本資料の例が、初出であろうと認められる。

代名詞では、「どれ」「どれどれ」が出現する。「どれ」(初出は梁塵秘抄)は、巻第四に平仮名表記で現れ、

38、或八流或二十四流兩説<sup>ノ</sup>之内常可用何説哉<sup>御流<sup>ハ</sup>とれを<sup>ノ</sup>專被用哉</sup>(隨心院藏卷第四・守覚問)

「どれどれ」(初出は史記抄)は、片仮名表記で、

39、<sup>ハ</sup>又本尊<sup>ノ</sup>眞言<sup>ハ</sup>トレ<sup>ノ</sup>散念誦<sup>ニハ</sup>可用哉

(隨心院藏卷第七・守覚問)

40、一散念誦<sup>ニ</sup>本尊眞言<sup>二</sup>種<sup>ニ</sup>タ<sup>ト</sup>上<sup>ノ</sup>レ<sup>上</sup>ノ<sup>ノ</sup>可滿哉

(隨心院藏卷第七・守覚問)

と現れる。例40は、声点の加点例で、語頭の「ト」には、上声濁点の差声が存在する。連体詞「さる」(初出は謡曲・昭君。『新装改訂新潮国語辞典』には、初出は竹取物語)も認められて、以下の用例が出現する。

- 41、二種和合<sup>シタル</sup>／尊<sup>ハ</sup>さることやハある(隨心院藏卷第四・守覚問)

- 42、雖爲／失札被書説々將又猶先跡さることもあるにや(隨心院藏卷第五・守覚問)

この「さる」は、勝覚の「答」にも現れており、

- 43、又梵篋印／ハ別事も更不可混合候但粗<sup>マヤ</sup>先達之／中<sup>ニ</sup>さる傳<sup>ハ</sup>候歟(隨心院藏卷第四・勝賢答)

の用例を確認できる。この語も、和文系の語と認められる。

- 44、令行之定<sup>ニ</sup>印言皆書載<sup>テ</sup>／委<sup>ク</sup>シタ、メタル次第尤大切委可<sup>ノ</sup>注文(隨心院藏卷第五・守覚問)

右は、大字片仮名書きの動詞「したたむ(認)」の用例である。用例中に、「皆書載<sup>テ</sup>」とあるので、「書き記す」意で用いられた動詞である。この動詞自体の用例は、宇津保物語より知られるが、右の意味での用例は、平安後半期から鎌倉時代に掛けては讀岐典侍日記に指摘されるに過ぎない。<sup>注7</sup>

平安時代、和文語資料には普通に見かけられた助動詞では、

- 45、故僧都ナトいか、候<sup>けむ</sup>む(隨心院藏卷第四・守覚問)

46、此輪<sup>ヲ</sup>置<sup>ク</sup>ハ、若有由緒又觀ナトスル／事や候<sup>らむ</sup>む(隨心院藏卷第四・守覚問)

- 47、若記置たる物なとや候<sup>らむ</sup>む(隨心院藏卷第五・守覚問)
- 48、必定此<sup>ノ</sup>定<sup>ニ</sup>可用歟候<sup>らむ</sup>むにとりても乍<sup>ハ</sup>左右<sup>ノ</sup>手<sup>ノ</sup>可作<sup>ル</sup>連<sup>ル</sup>／花拳歟如何(隨心院藏卷第七・守覚問)

平安時代の漢文訓読語には用法が少ないとされる、推量の助動詞「けむ」(古事記・万葉集より。今昔物語集に用例あり。興福寺本大慈恩寺三藏法師伝中の用例は、会話部分)「らむ」(初見は上代。西大寺本最勝王経の用例は、準会話部分「頌・伽陀」が使われている。助詞については、

- 49、又御流なとにハ大法付<sup>ツ</sup>時<sup>モ</sup>／正念<sup>ハ</sup>本尊眞言許<sup>ニ</sup>に<sup>テ</sup>無滿大日眞<sup>ノ</sup>言歟如何(隨心院藏卷第一・守覚問)

- 50、いつれにてありとも／更以不可吉(隨心院藏卷第三・守覚問)

右の「にて」も和文語系であるとされるもので、更に、

- 51、此事面謁之時可<sup>ク</sup>申之處忘却見私注<sup>タル</sup>物<sup>ヲ</sup>／後相違シタルニヤトテ令尋申也(隨心院藏卷第五・守覚問)

中世語法とされる格助詞「で」(または、指定の助動詞。日本国語大辞典第二版には、「だ」形容動詞の連用形の項目に掲載。初出は今昔物語集、延慶本平家物語)と疑わしき例が存在する。

副助詞「そら」(初出は夜の寢寢。今昔物語集、延慶本平家物語)は、平安時代末に多出すると説かれる語で、この語の平仮名表記例が拾える。

- 52、大普賢吉祥<sup>ハ</sup>佛眼にてもありなんそれ<sup>ノ</sup>そら猶以<sup>テ</sup>佛眼不見(隨心院藏卷第一・守覚問)

終助詞「かし」(初出は竹取物語。延慶本平家物語)は、次の如く現れる。この「かし」も、平安時代の漢文訓読語には見えない助詞であるとされる。

53、へ又以到岸菩薩爲此事之證其条又以不審／到岸菩薩和合

兩身尊ナラハ其到岸／菩薩ヲ本尊トセヨカシ(隨心院藏卷

第四・守覚問)

次の語は、勝賢の「答」に見える語で、使役の助動詞「さす」(初出は竹取物語。保元物語が、片仮名表記で認められる。守覚の「問」には、使役は、「令」字で表記されるか、「しむ」が現れるが、勝賢の「答」には、仮名の確例がある。この語も、平安時代の和文特有語と位置づけられるものである。

54、ソノ、チ施主ノ許ヘヤリテ／クヒニカケサス妻ノクヒナ

リ(隨心院藏卷第七・勝賢答)

副助詞「なんど」の語形が目される。

55、常途道場／觀ナントニ必シモ不然歟(隨心院藏卷第七・勝賢答)

56、此讀必シモ不用候若自行ナントマテ寧修セム時用不任意候ヘシ(隨心院藏卷第七・勝賢答)

守覚の「問」場合は、語形としては、

57、各爲一體／寛信<sup>ナド</sup>之<sup>ヲ</sup>能々可習ト申ケリト／被示何様令習哉(隨心院藏卷第七・守覚問)

58、万物ニ令遍事ハ疏ナトニモ見ユル事ナレハ何ノ法ニモ通トコソハ思給之處限／此ノ法有アル此傳如何(隨心院藏卷

#### 第七・守覚問

「など」と表記される。「など」(竹取物語、伊勢物語)も「なんど」(初出は宇津保物語)も平安時代和文特有語とされて、漢文訓読語には見えぬ語であるが、右の使役表現と共に、守覚と勝賢の個人言語としての用語差を表記し分けた可能性があらう。

以上、数事象を取り上げて記述を行ってきたが、隨心院藏野決鈔には、本資料が最古例と思しき語詞が指摘され、文体的には平安時代日常会話語に近いと位置づけられてきた和文語系の語詞が頻出し、しかも、例外はあるものの守覚は、これらを多くは平仮名で表記をしている。不統一ではあるがむしろ、守覚の野決鈔での表記法上の工夫―各種の仮名の併用、混用によらねば、言語的なニュアンスが伝わらないと守覚が判断した方法―を伺わせるものではあるまいか。

#### おわりに

以上、本論において、零巻ではあるが、隨心院藏野決鈔の資料的価値の高さを認めて、これを積極的に取り上げ、問と答とを視点として、野決鈔中に現れた言語事象の整理、記述を行ってきた。問答体である野決鈔の言語的な性格の背景を、どのように捉えるべきであろうか。

第二節に掲げた、用例1、仁和寺藏野決鈔第十二末尾の記事において、守覚は、次のように述べている。

○文體甚以見苦、一切不可披露。若有問輩、以詞可答。

背<sup>二</sup>此命<sup>一</sup>之門弟、本尊大師、速加<sup>二</sup>冥罰<sup>一</sup>而已。(返点、句読点ハ私ニ付シタ)

例1に引用した記事の一部であるが、守覚は、「文(の)體」の甚だ整わぬことを記している。この不備は、漢文(訓点)、片仮名・平仮名交じり文、時に、万葉仮名交じり文が併存して、表記の様態が渾然とし見苦しいことを述べていると思しい。「若有<sup>二</sup>問筆<sup>一</sup>以<sup>レ</sup>詞可<sup>レ</sup>答。」は、若し、問い質すものがあれば、「詞」、それは「文」の対立概念であろうから、口頭の言語表現によって答えるよう指示をしたものと解釈できるのではあるまいか。

これまで、鎌倉時代の言語資料について、特に、片仮名交じり文に焦点が当てられて、鎌倉時代語が取り沙汰されてきた向きがある。例えば、高山寺における明恵以下、高山寺教団の僧侶が関わった鎌倉時代の片仮名交じり文において、中世語法が出現することについては、宗教性に裏付けられた口頭語的資料であるがために出現したものであると解された。<sup>注9</sup>この口頭語的言語事象が出現すると見ることの理論的な背景<sup>一</sup>端的には、口頭語(的)であると認定する根拠<sup>一</sup>を支えてきたのは、資料の持つ「聞書性」や「対話性」であったように思う。それは資料成立時の状況証拠による理屈の上での論理で、当時の人々の言語感覚そのものに証拠立てられたものではなかったように思われる。厳密に問い詰めれば、全ての「聞書」が、全て当時の口頭語資料で、全ての「問答」資料が、或は、一資料中の「問」と「答」との文章が共に、口頭語資料である保証はどこにも無いし、当然、無批判に押し並べて、

そのように認めるわけには行かない。<sup>注10</sup>

本稿に取り上げた野決鈔は、守覚の記事を信ずる限り、口頭に上せることには違和感の表明はない、と言うよりむしろ、口頭語としての言語表現を指示している以上は、まさに、口頭語(的)表記表現と見てよいのではあるまいか。

本稿の主たる対象である随心院蔵野決鈔は、五巻のみが伝えられたものであった。本稿で推測した所に従えば、仁和寺蔵野決鈔は、仮名交じり文に表れた平仮名を、片仮名に改めて表記の改変を行ったものであらうと思しいが、十二巻の完本で、資料の扱いようによっては、随心院蔵本に比較して、より多くの口頭語的事象を採取できる可能性があるであらうと評価される。

一般に、中世・言う・時代になると日本語は言文<sup>二</sup>二途<sup>一</sup>に別れる、「口語」と「文語」が乖離すると説かれて久しい。また、そうしたパラダイムに拠って中世語を捉えられてきた節がある。<sup>注11</sup>この中世の時間的内実<sup>一</sup>論の立脚の時間的な地点<sup>一</sup>が問題であると思われるが、院政期末から鎌倉時代に掛けて活躍した守覚の残した書記資料である野決鈔に付された「守覚の記」の、右の解釈が妥当だとすれば、少なくとも、野決鈔は、口頭語に極めて近く書記された言語資料であると位置づけることができよう。ただし、心に留め置く必要があるのは、この口頭語とは、当時、口に上せて不自然でない言語と幅広く考えておくべきで、守覚の「問」、即日常会話語であったのか否かの問題には慎重であらねばならないと思われる。

「守覚の記」の発言が当時の実態に則って、厳密であったのかどうかは疑の残る所である。単純に過ぎるとは思われるが、守覚の残した記事と「問」の言語実態が対応したものであると信ずれば、今まで漠然と考えられてきたであろう中世前期、即ち鎌倉時代の口頭語は、従来の認識とは違つてかなり広い言語体系を有するもので、現存の文字資料における表記体で言えば、平仮名文から、片仮名交じり文、万葉仮名交じり文を含めて、変体漢文体（或いは変体漢文の訓読語）にまで至つていたと考えられそうである。ここに描いてみた鎌倉時代語のパラダイムは、稿者自らも、ある意味極論であるようにも評価する所で、今後、具体的な言語事象の検討、検証を経る必要があるのは当然のことであるが、大上段に振りかぶれば、野決鈔の表記体は、守覚による、謂わば「言文一致の文章」の試みであったと見る余地があるのではなからうか。<sup>注12</sup>

本稿に掲げた狙いの内、小野流における伝承によつての野決鈔の鎌倉時代語への参与については、具体的な言語表現レベルでの検討が十分ではないと自覚する所である。ただ、小野流内では、鎌倉時代を通じてかなり忠実に書承されて行つたと認められる所であつて、鎌倉時代の言語活動の資料として確たる位置があつたことには間違ひはあるまい。

本稿に述べてきたことは、飽くまで試論の域を出るものではない。仁和寺藏野決鈔の検討や、新たな伝本、諸資料の発掘、言語資料としての評価・考察、個人言語の問題等々、課題の多くを後に託す次第である。

注1 「仏書解説大辞典」、「密教大辞典」の記述による。両書によれば、他に、本書の成立過程には、諸説が存する。勝賢の諸尊法も、野鈔（野月本鈔）であるとも、野月鈔（野月新鈔）であるとも説かれる。本野決鈔は、秘鈔の資料としたとされる。

注2 第6号「北斗」が、本来、いかなる諸尊法の一部であるのかは、現時、未勘である。

注3 拙稿「高山寺藏伝受類集鈔の訓読語基調と史料的评价——訓読語に現れた待遇表現を中心に——」（「訓点語と訓点資料」第二二二輯、平成二十一年三月）。類纂的言語資料の場合、従来、言語資料内部の腑分けに関心が注がれてきたが、類纂的資料も、一言語資料として成立し、言語の統一体であると言う見方が必要である。通底する言語的な基調により資料としての同一性が保たれていると見る。現状では、実証にはほど遠いが、稿者は、この内部的な、所謂、文体差的言語体系の集合・交雑、また、一々の類纂的な複数の資料間での言語の関係が、言語変化の力となつたという仮説を持つている。

注4 該当の語詞が、一資料中に如何なる偏在を示すのか、共時的な資料類に如何に偏在するかは、重要な問題で、例えば、漢籍訓点資料における和文語の偏在が、会話部に特徴的であることや、会話・韻文部分と地の文との文体差については、拙著「平安鎌倉時代漢文訓読語史料論」（平成十九年二月）第三章第一節にも触れた所である。これらの視点を含めて、多角的に詳述してみることがあると認識する。

注5 蔡島裕「平安時代の漢文訓読語につきての研究」（昭和三十八年三月、東京大学出版会）では、平安時代の言語体系を論じられて、和文語と漢文訓読語の文体的距離を論じられ、（共に、表記言語であることを前提として）和文語の言語体系は、平安時

代の日常会話語寄りのもの、漢文訓読語の体系は、文章語的な性格を持つものとされた。稿者は、寡聞にして、この把握を実証的方法で、根本的に覆した論を知らない。本稿の対象とする時代は、院政期から鎌倉時代にかけての事であるが、平安時代後半期の基本的な性格が、根底的に変質したとは捉えられないと判断して、いま、かかる視点を本稿に取り上げる。論文審査の所見には、第四節に取り上げた事象は、和漢混淆文における和・漢の混在現象以上のもではないとの批判を得たが、稿者は、以下のように考える。「和漢混淆文」という概念的範疇は、鶴のなところがあると判断している。典型的には、数種の資料名が上がつてくるのであるが、その外側の広がりをごくまで拡げるのか、或は、何であるならば切り捨てるのかは、研究者の主観に寄るところが大きいように判断する。極端に言えば、当該期の漢文訓読語資料の言語以外は、擬古的な中世王朝物語などをふくめて、大なり小なりの和漢混交現象が指摘されるのであって、「和漢混淆文」のプロトタイプ（これがそもそも鶴的だと思われるが）の言語現象の研究の問題ではなく、中世という時代の、その和漢混交現象の実証的な腑分けの必要性を切実に感じる。本稿は、ある意味例外的な表記体を探る一資料を使って、資料の内実を記述しようとしたもので、その立体的に描けるであろう和漢混交現象の実態の一つが「野決鈔」であると見た試論である。今昔物語集や平家物語などの文体的距離や位置関係を立体的に描くのは、今後の大きな課題となる。「和漢混淆文」の言語体系の解明は、論述のための述語自体の概念の点検や、検討対象の資料の集合体の選別など、恐らく、稿者個人には到底解き明かせぬ課題で、後生に託さねばならない一大課題だと考えている。後の課題とさせて載きたい。

注6 「広島大学国語史研究会会報第二十八号」(平成十八年三月)、

【同第二十九号】(平成二十年一月)に拠れば、中世王朝物語「あさちが露」に二例、「むぐら」に五例が認められる。http://home.hiroshima-u.ac.jp/kokugosites/bulletin.html

注7 「日本国語大辞典 第二版」に従えば、かかる意味での初出は『讀岐典侍日記』とされる。第一版では、「日葡辞書」とされていた。

注8 随心院蔵野決鈔の内部の徴証として、以下の例が指摘される。

○繫縛ヲ離ル、義ノトカヤ被示、覺悟僻事歟カヤウノノ事ノ文ニハ、不書シテ詞にて被示之様ノ覺悟するか慥にも不覺也(随心院蔵 卷第四・守覚問)

今後の実証に委ねねばならないが、守覚は、「野決鈔」に自ら、手を加えた節がある。自ら、添削、増刊を行っていたとすれば、その改稿の際に、「文體甚以見苦」は解消される機会があったと見ることが出来る。改稿後も、かかる表記体が残ったと証明されれば、守覚が意図した表記体であるとしか考えられないこととなる。

注9 土井光祐「明恵関係問書類における「口語」と「文語」の混在と機能」(『文学』第八卷第六号、平成十九年十一月・十二月)。

注10 注9論文も、同様の見方をされる。

注11 金水敏「言と文の日本語史」(『文学』第八卷第六号、平成十九年十一月・十二月)においては、「音声言語」と「書記言語」という概念と範疇で、日本語の歴史を捉え直そうとされている。

注12 注5に同じ。注5文献では、平安時代も具体的な立脚点は、平安後半期のことであると理解すべきであると考え、それを承けた時代の守覚の「野決鈔」の口頭語的性格について、本稿の理解が成り立つとすれば、鎌倉時代における漢文訓読語の

有り様が、重大な問題として残ることになる。本稿の査読委員の方より、貴重な所見を戴いた。本稿に取り上げた表記体は、守覚の資料、「尊法私注」「秘雜要集(守覚筆)」等にも認められる事象で、守覚の特質としてあり、「野決鈔」は、一として位置づけるべきではないか、とのご指摘である。本稿が、某かの賛意を得るとすれば、今後の実証的に向かうべき方向である。守覚は、資料の現存状況にも恵まれたところがあり、守覚個人の言語体系の腑分けも無理ではないと見通している。本稿の如き資料が、守覚の中にもどう位置づけられるのかは、今後の大きな課題であると考えている。また、所見では、「中外抄」の指摘も得たことを書き加えておく。

**付記** 本稿の引用資料については、仁和寺、随心院兩寺、花野憲道師に御札を申し上げる。本稿査読の先生方には、貴重なご意見、ご指摘を戴いた。本稿が、少しでも日本語史上の問題を掘り起こしたとの評価を受けるとすれば、幾度も互つての精読の労を惜しまれなかつた査読の先生方のご教示の賜物である。記して深謝申し上げます。

—— 広島大学大学院教授 ——

(二〇〇九年二月三日 第一稿受理)

(二〇〇九年六月一五日 最終稿受理)

## 【Abstract】

**The Colloquial Material of Kitanoin Omuro Shukaku “守覚”  
Priest Imperial Prince: with Special Reference to the Language  
with the Mixture of *Kanji* and *Kana* in *Yaketsushō* “野決鈔”  
owned by Zuishin-in Temple**

MATSUMOTO Mitsutaka

**Keywords:** language in the Kamakura Era, Shukaku, *Yaketsushō*, question and answer style, oral language

In this paper, *Yaketsushō* owned by Zuishin-in Temple is discussed. It was written by the prolific writer Shukaku Priest Imperial Prince, who took an active part in and around Ninna-ji Temple at the beginning of the Kamakura Era, during a time of behind-the-curtain politics by a retired emperor. *Yaketsushō* was written in the form of a question-and-answer dialogue between Shukaku and Shōken “勝賢” at Daigo-ji Temple. It uses a mixture of *katakana*, *hiragana* and *manyōgana*, which was unusual at that time. We mainly discuss the characteristics of the Japanese language in the “questions” Shukaku asked often referring to the “answers” by Shōken. Shukaku tried to represent the colloquial style in his “questions” by using unique ways of writing, although the language in “questions” may be categorized, strictly speaking, as written language.

Consequently, the colloquial language used by Shukaku in “questions” is to be found parallel to that in other materials at that time. Thus *Yaketsushō* provides invaluable linguistic material, which provides us with the chance to reexamine the colloquial range and linguistic differences in individual usage at the beginning of the Kamakura Era.